

ロボット関連技術PRカード作成等業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

ロボット関連技術PRカード作成等業務委託

2 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

3 目的

埼玉県は、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺に市場規模拡大が見込まれる「社会的課題解決に資するロボット」開発を支援する「SAITAMA ロボティクスセンター（仮称。以下、「センター」という。）」の整備を進めている。

本業務は、センターの開所を見据え、オープンイノベーションによるロボット開発を実践するため、ロボット開発関連企業の掘り起こしや技術シーズの見える化、ロボット産業参入に向けたマッチング支援を目的とする。

「ロボット関連技術PRカード」（以下、「PRカード」という。）についてロボット開発関連企業等の技術や製品の特長をPRするツール。作成したPRカードは埼玉県ホームページ内の「ロボット関連企業等データベース」にて公開し、企業間マッチングを支援する。

●ロボット関連企業等データベース

<https://www.pref.saitama.lg.jp/robotics/database/index.html>

4 業務の概要

(1) 「PRカード」作成業務

PRカードの新規作成を実施する。

ア 様式

- ・ 別紙1の様式で作成すること。
- ・ 記載内容の構成は以下のとおりとすること。
 - ① 企業概要
 - ・ 会社名、代表者名、窓口担当、事業内容、URL、主要製品、所在地、電話番号、E-mail、資本金、設立年月、売上、従業員数等
 - ② PR事項
 - ・ ロボット関連技術の自由記述欄、キャッチコピーを記載
 - ③ 特記事項
 - ・ 技術以外にPRしたい事項（特許、認証、表彰等）
- ・ 県ホームページ（ロボット関連企業等データベース）に掲載する際に必要となる検索タグは別紙2の様式を使用すること。

イ 作成対象・作成数

- ・ 作成対象：ロボット開発関連企業等（要素技術、加工技術等も含む）。所在地は埼玉県に限定しない。
- ・ 作成数：原則40者以上
- ※ 作成対象は埼玉ロボネット会員とする。

●埼玉ロボネットについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/robotics/network/boshu.html>

ウ 作成依頼

- ・ 県と協議の上、受託者が依頼文と趣旨やメリットを記載した説明資料を作成し、当該資料を活用し、作成依頼を実施すること。
- ・ 事前に作成候補として検討している企業等の属性やロボット開発との関わりについて、埼玉県に説明、協議の上、依頼を実施すること。
- ・ 県が補助を実施する公益財団法人埼玉県産業振興公社と必要な調整を行い、開催するセミナー等において、PRカードの作成メリットを説明し、作成希望を募ること。

エ 提出期限

- ・ 令和7年2月末までに提出すること。
- ・ 上記の提出期限に関わらず、作成したものから速やかに提供すること。
- ・ 契約締結後に月次計画を提出し、毎月1回以上、進捗状況を報告すること。

オ 納品物

- ・ 作成したPRカードはすべて電子データ（PDF データ及び Microsoft office Word 等）で納品すること。
- ・ 作成企業情報（PRカード記載情報等）を一覧化し、電子データ（Microsoft office Excel）で納品すること。
- ・ 最終成果物を納品する際には、業種別に分類した目次を作成し、電子データ（Microsoft office Excel）で納品すること。
- ・ ファイル名等の規則は県の指定する形式に統一すること

カ 問い合わせ対応等

- ・ PRカードを通じた企業間の問い合わせを把握した際には、その結果について、後日フォローアップを実施し、県の指定する様式で指定する期日までに提出すること。

(2) 「PRカード」更新業務

PRカード更新業務を実施する。

ア 更新項目

- ・ 4（1）アの内容のうち、作成企業等が希望する項目

イ 更新頻度

- ・ 作成企業等からの申し出を受け、随時実施
- ・ 年2回程度の一斉照会を実施

ウ 提出期限

- ・ 作成企業等から申し出を受け更新を実施したものは速やかに提出すること。
- ・ 一斉照会で更新を実施したものは指定する期限までに提出すること。

エ 納品物

- ・ 更新したPRカードはすべて電子データ（PDF データ及び Microsoft office Word）で提出すること。
- ・ 更新企業情報（PRカード記載情報等）を一覧化し、電子データ（Microsoft office Excel）で納品すること。
- ・ ファイル名等の規則は県の指定する形式に統一すること

オ その他

- ・ 一斉照会の際には、県と協議の上、PRカードを活用したマッチング実績等の確認を実施し、県の指定する様式で指定する期日までに報告すること。
- ・ 県ホームページに掲載したPRカードに関する問い合わせ対応を随時実施すること。

(3) 「ニーズカード」作成及びマッチング支援業務

ア 様式

- ・ 以下の内容を踏まえた様式を県に提案すること。

形式：A4、1枚

内容：

① 企業概要

- ・ 会社名、代表者名、事業内容、URL、主要製品、所在地、電話番号、E-mail、資本金、設立年月、売上、従業員数等

② 求めている技術や製品の内容

③ その他の条件（納期、地域の指定等）

イ 作成対象・作成数

- ・ 作成対象：ロボット開発関連企業、活用企業等
所在地は埼玉県に限定しない。
- ・ 作成数：原則10件以上
- ※ 作成対象は埼玉ロボネット会員とする。
- ※ 1者で複数作成も可とする。
- ※ 4（4）のマッチング商談会のニーズ企業も作成数に含む。

ウ 納品物

- ・ 作成したニーズカードはすべて電子データ（PDF データ及び Microsoft office Word 等）で納品すること。

エ マッチング支援

- ・ 作成したニーズカード1件につき、少なくとも1者はマッチングの機会をもたせるよう支援すること。
- ※ 4（4）のマッチング商談会でのマッチングも含む。
- ・ マッチングの結果については、県の指定する様式で指定する期日までに提出すること。

(4) PRカードを活用したマッチング商談会の開催業務

PRカードを活用し、ロボット関連ビジネスの受発注につながるマッチング商談会を企画、運営する。

ア 企画立案、ニーズ提案企業等の選定

- ・ PRカード作成企業を対象としたビジネスの受発注につながるマッチング商談会を1回開催すること。
- ・ 埼玉ロボネット会員等の中からロボット開発におけるニーズ（部品調達、加工等）を有する企業等を3者以上選定し、ニーズカードを作成すること。
- ・ ニーズ企業1者につき、3者以上のシーズ企業（PRカード作成企業）が面談の機会をもてるようにすること。

イ 開催形式

- ・ 集合開催で3時間程度のプログラムを原則とするが、オンラインを併用した効果的な形式も検討し、県と協議の上、決定すること。
- ・ アクセスや定員を考慮し、開催会場を提案し、検討調整の上、手配すること。
- ・ 開催に必要な経費（会場費、設備使用料等）は受託者が負担すること。

ウ 募集・広報

- ・ 集客に効果的なチラシ（電子データ）を作成し、県と協議の上、必要部数を印刷し積極的に広報を実施すること。なお、印刷に必要な経費は受託者が負担すること。

エ 当日の運営・アンケートの実施

- ・ 会場設営、受付、進行管理等を実施すること。
- ・ 参加者の満足度等を定量的、定性的に把握できるアンケートを実施し、集計、分析を行い、指定する期日までに提出すること。

オ 参加者への事後調査とフォローアップ

- ・ ニーズ企業及びシーズ側企業に対して、受発注等に発展したか等の聞き取りを実施し、指定する様式で指定する期日までに報告すること。

(5) 事業実施報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を下記のとおり作成し、納品すること。なお、納品物はすべて電子データで納品すること。

ア 納品物

① 事業実施報告書

以下の事項を漏れなく記載すること。

- ・ 事業全体のスケジュール

以下の定量的報告かつ定性的報告

- ・ ロボット関連技術PRカード新規作成企業数とその属性
- ・ ロボット関連技術PRカードの更新企業数とその更新内容
- ・ ロボット関連技術PRカードを活用したマッチング商談会の結果分析と考察、来年度以降を見据えた企画提案

② 報告書提出時に以下の納品物の添付すること。

- ・ 4（1）オ、カに記載した納品物
- ・ 4（2）エ、オに記載した納品物
- ・ 4（3）ウ、エに記載した納品物
- ・ 4（4）エ、オに記載した納品物

イ 提出期限

令和7年3月14日（金）

ウ 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部次世代産業拠点整備担当

5 留意事項

- (1) 本業務の進捗状況等の確認を行うための会議として、月1回程度の定例会議を開催することとする。また、業務の進捗状況については、適宜埼玉県に報告すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (6) 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、埼玉県に帰属する。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、別途協議の上、定めることとする。